

参 考：条例（現行）

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例

平成 23 年 7 月 7 日和歌山県条例第 33 号

（目的）

第 1 条 この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等（建築物その他の土地に定着する工作物をいう。以下同じ。）の外観に関し、関係者の維持保全の責務を定めるとともに、特に著しい破損、腐食等が生ずることにより周辺の良い景観に対し著しく支障となる状態の制限その他の必要な事項を定めることにより、県民の生活に密着した景観の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

（建築物所有者等の責務）

第 2 条 建築物等の所有者、管理者又は占有者（以下「建築物所有者等」という。）は、その建築物等の外観が、著しい破損、腐食等を生ずることにより周辺の良い景観に対し支障とならないよう適切に維持保全をするように努めなければならない。

（景観支障状態の制限）

第 3 条 建築物等の外観については、次のいずれにも該当する状態（以下「景観支障状態」という。）であってはならない。

- （1）規則で定める程度の特著しい破損、腐食等が生じている状態
- （2）周辺の良い景観に対して著しく不調和である状態

2 前項の規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。

- （1）景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物等
- （2）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され若しくは仮指定され、又は登録有形文化財若しくは登録記念物として登録された建築物等
- （3）文化財保護法第 143 条第 1 項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物等
- （4）和歌山県文化財保護条例（昭和 31 年和歌山県条例第 40 号）第 3 条第 1 項の規定により指定文化財として指定された建築物等
- （5）文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づく市町村の条例の規定により重要な文化財として指定された建築物等
- （6）現に使用されている建築物等
- （7）第 1 号から第 5 号までに準ずるものとして規則で定める建築物等

（景観支障除去措置の要請）

第 4 条 外観が景観支障状態となっている建築物等から規則で定める距離以内の区域に居住する 20 歳以上の者又は土地の所有権若しくは借地権を有する者（当該建築物等の建築物所有者等その他規則で定める者を除く。以下これらを「周辺住民等」という。）は、規則で定めるところにより、当該建築物等の建築物所有者等に除却、修繕その他の当該建築物等の景観上の支障を除去するための措置（以下「景観支障除去措置」という。）をとらせるよう知事に要請することができる。

2 前項の規定による要請は、周辺住民等が複数ある場合には、規則で定める数以上の周辺住民等が共同で行うものとする

(景観支障除去措置の勧告)

第5条 知事は、第3条第2項各号に掲げる建築物等を除き、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）第5条第2項に規定する特定景観形成地域においてその外観が景観支障状態となっている建築物等又は前条第1項の規定による要請があったその外観が景観支障状態となっている建築物等について、景観支障除去措置を行うことが必要と認められる場合は、当該建築物等の建築物所有者等に対し、相当の期限を定めて、景観支障除去措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより調査を行い、当該勧告に係る建築物等の建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観条例第18条第1項に規定する和歌山県景観審議会（以下「和歌山県景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観支障除去措置の命令)

第6条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた建築物等の建築物所有者等が当該勧告に従わなかった場合（第4条第1項の規定による要請があり、当該要請に係る勧告の対象となっている建築物等が第3条第1項の規定に違反している場合に限る。）であって、その周辺の良い景観への支障が特に著しいと認める場合には、当該建築物等の建築物所有者等に対し、相当の期限を定めて、景観支障除去措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る建築物等の建築物所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該建築物等の所在地を管轄する市町村の長及び和歌山県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を行うため必要な限度において、建築物所有者等に対し、当該建築物等について報告を求め、又はその職員に当該建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(適用除外)

2 この条例の施行の際現に存する建築物等の外観が景観支障状態にある場合にあつては、第3条第1項の規定は、適用しない。

(既存不適格建築物等への措置)

3 知事は、前項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物等のうち、その周辺の良い景観への支障が特に著しいと認めるものについて、第4条第1項の規定による要請に基づく第5条第1項の規定による勧告に従わなかった場合においては、当該建築物等の建築物所有者等に対し、相当の期限を定めて、景観支障除去措置をとることを命ずることができる。この場合においては、県は、当該命令に基づく景観支障除去措置によって通常生ずべき損失を時価によって補償しなければならない。

4 知事は、前項の規定による命令に基づく景観支障除去措置により著しく利益を受ける者がある場合にお

いては、規則で定めるところにより、その利益を受ける限度において、その者に、当該命令に基づく景観支障除去措置に対する損失補償の費用の全部又は一部を負担させることができる。

- 5 第6条第2項及び第7条の規定は、第3項の規定による命令について準用する。

(和歌山県景観条例の一部改正)

- 6 和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「及び和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）」を「、和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）及び建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成23年和歌山県条例第33号）」に改める。